

# 文京区 都市計画部住環境課

〒112-8555 文京区春日 1-1 6-2 1 TEL 03-5803-1240 / FAX 03-5803-1376

平成 21 年 3 月策定

## 〇ガイドラインの狙い

地域の風景と調和し、建物と一体的にしつらえ、人の目に優しい環境を整える ~建物ファサードを活かし、人に親しみやすい広告~

#### 方針①:文京のまちにふさわしい広告・サインを誘導する

・ 東京都屋外広告物条例の規定を補い、文京区の実態を踏まえた広告物の基準を定めて、本区にふさ わしい屋外広告物を誘導します

#### 方針②:広告物を建築の一部と捉えて街並みへの調和を誘導する

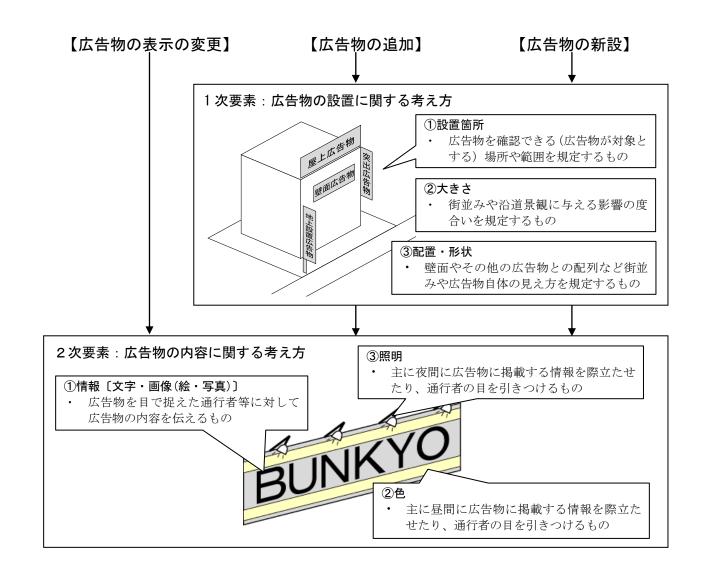
・ 文京区景観計画等によりデザインコントロールが図られている建物や街並みと調和したものとなる よう、屋外広告物の設置や内容を誘導します

#### 方針③:情報伝達力の向上により必要最小限の設置や内容を誘導する

・ 広告物の大きさや数、過剰な色づかいなどによらず、配置、形状の統一感やレイアウト、配色の工 夫等によって情報の伝達力が向上するよう、簡潔で分かりやすい表現を誘導します

## 〇ガイドラインの構成と対象

- ・ 屋外広告物ガイドラインは、設置に関する考え方を示す【1次要素】と中身に関する考え方を示す 【2次要素】の2段階構成となっています。
- ・ 屋外広告物を「新設又は追加」する場合には、【1次要素】(広告物1基ごと)と【2次要素】(広告物1面ごと)の双方が対象となります。
- ・ 既設の屋外広告物の「表示の変更」をする場合には、【2次要素】(広告物1面ごと)のみが対象となります。



## 〇広告物の設置に関するガイドライン(1次要素)

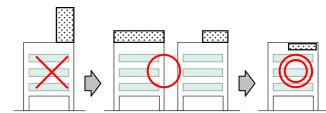
屋上広告物 に関連する事項 屋上広告物は建物の壁面の延長と捉えて、斜線制限を超えるような圧迫感を感 じる大きさを避けるとともに、スカイラインの整った美しい街並みを形成する よう、建物と一体的な形状、配置を心掛ける

#### スカイラインを乱さない

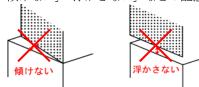
広告物の形状は高さく横幅とする

広告物の高さを抑える

建物と広告物が一体に見えるよう、道路に面壁面に対して「傾けない」「浮かさない」などの配慮を行う 3 した建物の壁面と広告物の接地面を揃える



広告物の高さは建物1層分程度に抑える



ただし、壁面から後退させて設置する場合には、横側から見 て不自然にならない程度とすること

#### 設置数を抑える

1つの壁面に対して、2以上の屋上広告物を 縦又は横に並べて設置しない

# 壁面広告物

壁面広告物は外壁の一部と捉えて、外壁のスケール感や素材感など、本来のフ ァサードデザインを隠したり、乱したりすることがないような大きさ、配置・ 形状を心掛ける

壁面広告物と類似する窓面の内側に貼られたシート等も屋外広告物の一種と みなす

#### 壁面・窓面を隠さない

に関連する事項

フィルム、幕など建物の外壁や窓面を覆い尽 くすような大きさ・形状のものを避ける





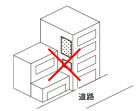




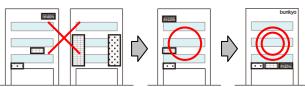
建物正面以外の面(道路に面していない壁面) には、原則として広告物を設置しない

#### 壁面と一体となるように配置する

広告物を建物の外壁デザインと一体となるよ うに配置する



「外壁のパネルや窓枠に合わせて配置する」「広告物の高さを上 階の窓枠の下までに抑える」「既存の広告物がある場合、既存の 広告物の設置位置に揃える」といった配慮を行う



#### 設置数を抑える

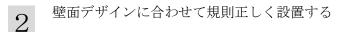
1建物に設置できる壁面広告物は1事業者に つき原則1基とする

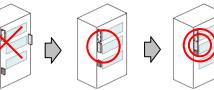
# 突出広告物 に関連する事項

突出広告物は壁面の延長と捉えて、壁面線が急に飛び出したり、凹んだりする ことがなく、沿道を歩く人が心地よく感じるようなリズミカルな配置、配列を 心掛ける

#### 壁面線を乱さない

建物の両端どちらか片方に揃えて設置する





「建物の窓枠の高さや階高に広告物の上端又は下端を合わせる」 「建物の外壁パネルに広告物の大きさを合わせる」といった配 慮を行う



窓枠に 合わせる



階高に 合わせる

広告物の出幅は、敷地内/道路上空の違いを問わず、最大でも 1 m程度に抑える

広告物の形状は高さ>横幅とし、壁面から飛び出したような不 安定な形状は避ける

#### 設置数を抑える

1建物に設置できる突出広告物は1事業者に つき原則1基とする

広告物の出幅を揃える

壁面に沿った形状とする

# 地上設置広告物 に関連する事項

地上設置広告物は、建物がつくる一定の秩序から抜け出した状態と捉えて、道 行く人を楽しく誘導するような集合看板等の例外を除き、原則として設置しな いよう心掛ける

#### 設置数を抑える

地上に設置する代わりに屋上広告物、壁面広 告物、突出広告物の3種の中から必要なもの を代用する

### 沿道の街並みを乱さない

歩行者に圧迫感を与えないような大きさ、配 置・形状とする

「壁面後退により突出広告物が見にくくなる場合」「テナント等 を集約して表示する案内板」「公共的な案内、サイン」など屋上 広告物、壁面広告物、突出広告物等の代わりに設置する場合には、 ガイドラインの内容に準拠して、周辺へ配慮したものであること を前提に、設置について協議を行う

「人の目線程度の高さ/人の肩幅程度の横幅に抑える」「地上か ら一定以上の高さに持ち上げる」「歩道から充分に離れた場所に 設置する」といった配慮を行う



共通事項

4つの設置箇所に共通する事項

#### 特殊な形状は避ける

特殊な形状をした広告物は原則として設置 しない

## 〇広告物の内容に関するガイドライン (2次要素)

## 情報

に関する事項

広告物に掲載する情報は、掲示する内容が簡潔に伝えられるよう、その量を必要 最小限に整理し、見やすく、メリハリをつけたデザインを心掛ける

#### 情報量を整理して簡潔に伝える 一 文字 -

広告物に掲示する情報量は必要最小限に抑え ろ

想定される掲載事項は「事業所そのものの紹介(名称や店舗名、 業種など)」「事業所の所在」「連絡先」など

「ホームページアドレスなど文字数の多いもの」や「営業時間の詳 細など複数行にわたるもの」の掲載は控える





文字に対する特殊な効果の使用を控える

文字の縁取りや囲み、影付き文字や傾き文字、文字の背景への 色づけ、イラストの配置などに代表される特殊な効果の使用は 控える





文字の大きさによって情報の序列化を図る

文字の大きさを変えることで内容の重要度が明確になるように 留意する





間等に十分な余白を確保する

文字自体の視認性を高めるため、行間、文字 余白の目安は、文字の大きさを基準に高さ・横幅の 20%程度と する。





読みやすく、すっきりとした印象を与える細 めのフォントを用いる

いびつな形状の文字は使用しない

一般に、文字の高さの1/10~1/5までが文字のつぶれない範 囲と言われている









視認距離に対して不必要に大きな文字を使用 しない

幅員の狭い通りでは大きすぎる文字を使用しない 幅員の広い道路に面している場合でも、低層部では目の前の歩 道からの見え方に配慮する

## デザインされた情報で伝える - 画像 -

- ロゴを用いる場合には文字との大きさのバラ 8 ンスに配慮する
- 情報量の多い写真やイラストの使用は控える (方向等を誘導するために使用される矢印な どを除く)
- 写真やイラストを用いる場合には、イメージ や背景として、構図や色合い、文字の配置も 含めた全体の情報量のバランスに配慮する













## 色彩

に関連する事項

広告物に用いられる色彩は、広告物に掲載された情報を伝達する1手段である ことを踏まえて、周辺の環境、景観を損なうような色づかいを避け、すっきり と情報を際立たせるような表現を心掛ける

#### 情報をすっきりと際立たせる

広告物の基調色\*は建物の外壁に使用されて いる色と調和する色とする

> 特に屋上広告物や壁面最上部においては、空 とも調和した色づかいを心掛ける

広告物1面に使用する色数を最小限に抑える

るだけ近づける」「広告物の基調色の明度等を変更して、背景と 馴染むようなできるだけ淡い色とする」といった配慮を行う

「広告物の基調色の色相を変更して、建物の外壁の色相にでき

広告物に使用する色は白色を含めて4色までに抑える

広告物の基調色には鮮やかすぎる彩度の使用 を避ける

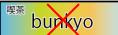
マンセル値を用いて定めた「広告物の基調色として避けた方が 良い色彩」を使用しない

彩度の目安(避けた方が良い色彩)

							_		_	_							_											
`	色相	0.0R	1.25R	6.25R	8.75R	0.0YR	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25Y	3.75Y	5.0Y	8.75Y	1.25GY	3.75GY	6.25GY	0.0BG	1.25B	6.25B	8.75B	0.0PB	1.25PB	3.75PB	6.25PB	1.25P	6.75P	3.75RI
		~	~	~	~	~	~	~	~	$\sim$	$\sim$	~	~	~	~	~	~	~	~	$\sim$	~	~	~	~	~	~	~	$\sim$
-	色調	1.24R	6.24R	8.74R	10.0R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24Y	3.74Y	4.99Y	8.74Y	1.24GY	3.74GY	6.24GY	10.0G	1.24B	6.24B	8.74B	10.0B	1.24PB	3.74PB	6.24PB	1.24P	6.74P	3.74RP	10.0RP
,	屋外広告物景観ガイド																										彩度が 4.0	
	ラインで定める彩度																										以上の 色彩	

グラデーションなど特殊な色づかいを控える





※ここでは、文字等の情報に対して背景にあたる箇所に塗られる色(複数の色が背景に使用されている場合には、アクセントと しての効果を加える一部を除くすべての色)を基調色と定義します

## 照明

3

に関連する事項

広告物に用いられる照明は、広告物の内容を伝える手段であるだけでなく、 夜間のにぎわいと安らぎの演出という相反する目標があることを理解し、周 辺の環境、景観と調和した表現を心掛ける

#### すっきりと際立たせる

必要以上に大きな面積を照らさない

「空に向かって漏光しているもの」「広告物以外の壁面を広く照 らしているもの」「路上を照らす場合で、歩行者の目に直接入る ようなもの」の使用は控える





強い光の点滅で人目を引くものとしない



## 夜間の安らぎ/にぎわいの演出

入も検討する

地区に合わせた\*\*適切な照明を設置する

-安らぎが求められるエリアでは、発光面を小さくし て必要以上に明るい光源としない

LED など省エネ効果の期待できる照明の導

- -安らぎが求められるエリアでは、光源は電球色を使 用し、暖かみのある照明とする
- なものの設置は避ける

「内照式の場合には文字部分のみ透過性の高い素材を使用す る」「外照式の場合には文字の裏側に照明を配置する」といった



- にぎわいを演出するエリアを除き、動きのある派手 にぎわいを演出するエリアを除き、「表示内容を変化させるネオ ンサイン」「ニュース速報等が流れる電光掲示板」「動画を流す 大型ビジョン」等の動きのある派手な照明装置の設置は避ける



※ここでは、「にぎわいを演出するエリア」をおおむね商業地域の範囲、それ以外を「安らぎが求められるエリア」とします

印刷物番号 G0215026 再生紙を使用しています。